

「子どもの貧困」再考

—働く親の貧困に着目して—

草間舞

目次

はじめに

1. 子どもの貧困について

- 1. 1 子どもの貧困の定義と現状
 - 1. 1. 1 子どもの貧困とは何か
 - 1. 1. 2 子どもの貧困の現状
- 1. 2 貧困が子どもに与える影響
 - 1. 2. 1 教育格差
 - 1. 2. 2 心理的影響
- 1. 3 親の就労と子どもの貧困

2. 日本の貧困構造

- 2. 1 雇用・労働・賃金における問題
 - 2. 1. 1 低賃金
 - 2. 1. 2 非正規雇用の拡大
 - 2. 1. 3 長時間労働
- 2. 2 社会保障・税制における問題
- 2. 3 自己責任論

3. 諸外国の取り組み

- 3. 1 デンマークの取り組み
- 3. 2 イギリスの取り組み

4. 子どもの貧困をなくすために社会に必要なこと

- 4. 1 働く親の貧困解消
 - 4. 1. 1 労働政策
 - 4. 1. 2 社会保障
- 4. 2 自己責任論からの脱却
- 4. 3 保育と高等教育
 - 4. 3. 1 保育の質向上
 - 4. 3. 2 高等教育における経済的支援とキャリア教育の推進

おわりに

参考・引用文献

はじめに

私が本論文のテーマとなる「子どもの貧困」に関心を抱いたきっかけは、高校時代の進路選択にある。共に勉学に励んできた仲間が「お金がないから私立は受験できない」「兄弟のために上京を仕方なく諦めた」など、家庭の経済状況を理由に進路の選択肢が狭まることを嘆いていた。その時はじめて本人の努力よりも家庭の経済力の有無が本人の進路を左右する現状を目の当たりにした。以降、子どもの貧困に関心を抱き、生まれてくる環境を選べないのにも関わらず、生まれ育った家庭の貧困により、様々な場面で子どもが不利な状況に置かれることに問題意識を抱いた。加えて、強く問題であると感じたのは、日本には、子どもの貧困を本人や養育する親の自己責任に帰する風潮があることだ。日本の親は働いているのにも関わらず、貧困に陥っている。だとすれば、貧困を生み出す日本の社会構造、またそれを容認する規範に目を向ける必要があると考えた。

そこで、本論文では、子どもの貧困を親や本人の自己責任に押し付けるのではなく、働く親の貧困に着目し、子どもの貧困を解決するために社会に必要なことを考えることを目的とする。

本論文は4章からなる。第1章では、先行研究や文献を踏まえ、子どもの貧困の現状と貧困が子どもに与える影響を「教育格差」「心理的影響」に分けてまとめ、子どもの貧困の問題点を考察する。第2章では、雇用・労働・賃金と税制・社会保障、自己責任論の観点から、日本の大人の貧困を生み出す社会構造についてまとめる。第3章では、デンマーク・イギリスとの比較を通して、日本において子どもの貧困を解消するために必要な視点を考察する。以上のような考察を踏まえ、最終章では、子どもの貧困を解消するために社会にできることを論じる。

なお、本論文の執筆にあたっては、参考文献やインターネット上のデータ、資料を利用する。

1. 子どもの貧困について

1. 1 子どもの貧困の定義と現状

1. 1. 1 子どもの貧困とは何か

近年、子どもの貧困が日本においても広く知られるようになった。子どもの居場所作りとしての子ども食堂やボランティアによる学習支援などは現在多くの地域で展開されている。国においても、2019年に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、重点的な施策として教育支援や経済支援が盛り込まれるなど、少しずつ子どもの貧困問題に取り掛かっているところである。本論文では、このような現状を踏まえながら、今後子どもの貧困を解消するために社会に必要なことを考察していく。

本章では、子どもの貧困の現状と問題点、親の就労と子どもの貧困の関係を明らかにする

ことを目的とする。

そこで、本題に入る前に、貧困とは何かを確認する。貧困は大きく2種類に分けられる。一つが「絶対的貧困」、もう一つが「相対的貧困」である。「絶対的貧困」とは、人々が生活するために必要なものは、食料や医療など、その社会全体の生活レベルに関係なく決められるものであり、それが欠けている状態を指す。「食べるものがなくて餓死する」という状況はこれに当たる。それに対し、「相対的貧困」は、人々がある社会の中で生活するためには、その社会の「通常」の生活レベルから一定距離以内の生活レベルが必要であるとの考え方に基づき、それ以下の生活の状態を指す。(阿部 2008 : 42) さらに、阿部 (2008:43) は「靴」を例に2つの定義を以下のように述べている。

いま、仮に、靴が買えず、裸足で学校に行かなければならない子どもが日本にいたとしよう。日本の一般市民のほとんどは、この子をみて「絶対的貧困」の状態にあると考えるであろう。しかし、もし、この子がアフリカの農村に住んでいるのであれば、その村の人々は、靴がないことを必ずしも「絶対的貧困」とは思わないかも知れない。つまり、「絶対的貧困」であっても、それを判断するには、その社会における「通常」と比較しているのであり、「相対的観点」を用いているのである。

これは、人々の生活における「必要」を社会がどう捉えるかという問題である。先述の例を踏まえれば、「必要」は生存に必要な栄養量という基本的に変化しない「絶対的」なものでなく、歴史的、社会的に構成される「相対的」なものであるということだ。(松本 2019:33-34) だからこそ、貧困は相対的な観点で理解する必要があるのだ。

では、子どもの貧困とは何か。子どもの貧困について、小西 (2016:12) は、「子どもが経済的困窮の状態におかれ、発達の諸段階におけるさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響をもたらすほどの深刻な不利を負ってしまうこと」と定義している。ここで言う発達におけるさまざまな機会とは、基本的な生活基盤である衣食住や、適切な養育・学習環境、余暇活動・遊びにおける多様な体験等を指す。これらは社会において「通常」であれば得られるものであるが、経済的困窮によって、これらの経験を得ることが困難な状況に置かれるのである。このように、人間形成の重要な時期である子ども期の貧困は、「成長・発達に大きな影響をおよぼし、進学や就職における選択肢を狭め、自ら望む人生を選びとることができなくなる「ライフチャンスの制約」をもたらすおそれ」がある重大な問題である。

1. 1. 2 子どもの貧困の現状

本節では、日本における子どもの貧困の現状を確認する。貧困を測る指標として代表的なものに、「子どもの貧困率」と「物質的剥奪指標」がある。

子どもの貧困率とは、属する世帯の所得をもとに計算し、貧困線未満の世帯で暮らす子どもの全子ども数に対する割合を表したものである。¹だが、貧困線として用いられる「所得分布の中央値の50%」はあくまでも基準であり、その社会で生活していくための「必要」

¹ 2018年度の国民生活基礎調査では、個人の1年間の等可処分所得127万を貧困線に設定している。

を満たすかどうかを直接反映していないという点において、貧困を完全に把握しきれないという欠点がある。

具体的な数値に着目すると、2018年度の子どもの相対的貧困率は13.5%である。²これは日本の子どもの約6人に1人が貧困状態にあるということである。世帯別に見ると、子どもがいる現役世帯の貧困率は12.6%、そのうち「大人が二人以上」の場合の貧困率は10.7%、「大人が一人」（ひとり親家庭）の貧困率は48.1%である。³年次推移では、「大人が一人」の世帯の貧困率は、最も高い1997年の63.1%と比較すると、徐々に減少傾向にはあるが、未だひとり親世帯の子どもが貧困に陥る可能性は突出して高い。

続いて、子どもの貧困率を親の年齢別に見ると、父親・母親ともに20～24歳で最も子どもの貧困率が高くなっている。特に、父親の年齢に焦点を当てると、20歳代前半から50歳代後半にかけて子どもの貧困率は減少しているのにも関わらず、50歳代後半になると再び上昇する。⁴この傾向は、労働市場における男性の状況を反映したものとも予想できる。親の就労と子どもの貧困の関係については、後に詳しく述べていくこととする。

続いて、物質的剥奪指標である。物質的剥奪は、「3食食べることができたか」「自転車を持っているか」など、その人が享受できる生活の質を測定する方法である。作成に用いる変数は、独自の社会調査にて収集する必要があるが、日本においては、入手可能な剥奪のデータが限られているという欠点がある。

ユニセフの子どもの剥奪率を修正した指標を用いてまとめられた特別編集報告書では、各国における1～12歳の子どものうち、8品目の中の2つ以上が欠如している子どもたちの割合を示している。8品目とは、①子どもの年齢と知識水準に適した本（教科書は除く）②屋外レジャー用品（自転車、ローラースケートなど）③屋内ゲーム（子ども1人につき1つ以上（知育玩具、積み木、盤ゲーム、コンピューター・ゲームなど）④修学旅行や学校行事の参加費⑤宿題をするのに十分な広さと照明がある静かな場所⑥インターネットへの接続⑦新品の衣服（中古品を除く）⑧誕生日、命名日、宗教行事などのお祝いである。調査によると、日本の子どもの剥奪率は7.8%であり、28カ国中18位である。中でも、日本の子どもに最も欠如しているのは「インターネットへの接続」、二番目に欠如しているのは「宿題をするのに十分な広さと照明がある静かな場所」、三番目に欠如しているのは「新品の衣類（中古品を除く）」である。（阿部2016:98-104）これらは国際的に考える子どもにとっての「必要」なものであるため、日本独自の調査では異なる結果が見られるかもしれない。だが、諸外国と比較をしても、日本には多くの人考える「必要」が手に入らない子どもがいるという問題を理解する必要がある。

1. 2 貧困が子どもに与える影響

² 厚生労働省「II 各種世帯の所得等の状況」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf>（2021.12.16）

³注2に同じ

⁴ 貧困統計ホームページ「日本における子供の貧困率の動向」

<https://www.hinkonstat.net/子どもの貧困/1-日本における子どもの貧困率の動向/>（2021.12.16）

ここまで、子どもの貧困の定義と現状について見てきた。以降は、貧困が子どもに与える影響を取り上げ、なぜ貧困を問題とするのかについて具体的に述べていく。本節では、貧困が子どもに与える影響として、教育格差と心理的影響を取り上げる。

1. 2. 1 教育格差

相対的貧困が子どもに与える具体的な影響としての教育格差は大きく分けて以下の 2 点である。学力格差と進学機会の不平等だ。以降、これらが具体的にどのような形で現れているのかについて、データや文献を中心に述べていく。

学力格差

家庭の貧困は子どもの学力にマイナスな影響を及ぼすおそれがある。なぜなら、生徒の社会経済的背景 (Social Economic Status:以下 SES)⁵と学力の関連を分析した調査では、学年段階や教科に関わらず、社会経済的背景が高い生徒ほど各正答率が高いことが明らかにされているからだ。(耳塚・中西 2014:84-85, 107) 例えば、小 6 の国語 A では、SES が最も低い層の 53.9 に対し、SES が最も高い層は 72.7 となっている。

「学力は本人の努力次第だ」と捉える人もいるだろう。たしかに完全に誤りであるとは言いきれない。実際にどの SES のカテゴリーに属した児童生徒であっても、学習時間が多いほど高い正答率となることが明らかにされているからだ。しかし、同調査では、小学 6 年時点・中学 3 年時点ともに、最も低い社会経済的背景の生徒は、3 時間以上勉強しても最も高い社会経済的背景グループの生徒が全く勉強していない場合の正答率を平均値で追い抜くことができないことも示されている。⁶つまり、本人の努力はもちろん学力を向上させるが、家庭の経済力は本人の努力以上に子どもの学力を左右する要因となると考えられる。

ではなぜこのように家庭の経済力が子どもの学力に影響を及ぼすのか。現在、子どもの学力に対して家庭の経済力がどのようなルートで影響を及ぼしているのかに関してはまだ検討されていない。(山野 2008:108) そこで、以下個人の見解を述べる。

家庭の経済力が子どもの学力に影響を及ぼすのは、学力にプラスに働くとされる「学校外教育への投資」と「保護者の関与」が貧困であるほど不利な状況に置かれるからであると考えられる。

まず、学校外教育への投資に関して、学校外教育投資と学力に及ぼす影響に関する調査では、学校外教育が非中高一貫校における中学 3 年段階の学力にプラスの影響を与えていることが明らかにされている。(小中山・松井 2008:153) それゆえ、日本の教育制度は私費負担の割合が非常に高い。実際に、子どもの総学習費に占める学校教育費・学校外教育費の構

⁵ 「家庭の社会経済的背景(SES)」とは、家庭の収入、父親学歴、母親学歴を合成し、得点化した尺度である。指標値が高いほど児童生徒の家庭の社会経済的背景が恵まれていることを表わしている。

⁶ 社会経済的背景が Lowest SES で 3 時間以上勉強しているすべての児童生徒の学力が Highest SES でまったく勉強しないすべての児童生徒の学力を下回っていることを意味するわけではない。

成比を見ると、公立中学校の総学習費 488,397 円のうち、学校教育費は 138,961 円と全体の 28.5%であるのに対し、学校外教育費は 306,491 円と全体の 62.8%を占めている。⁷義務教育が保障されていても、保護者は学校外教育に相当な額を投資していることが読み取れる。

また、2009 年における子どもの学校の授業料以外の教育活動にかかる費用の調査によると、世帯年収が 800 万円以上の家庭では教室学習費の合計が 13,600 円であるのに対し、400 万円未満の家庭では 3,000 円である。つまり、世帯の年収が高いほど学校外教育費への投資が大きく、世帯の年収により子どもの教育投資額に大きな差が生じていることが分かる。⁸

もちろん全ての子どもにこの傾向が該当するとは限らないが、学力にプラスの影響を与える学校外教育を家庭の経済的困窮によって受けられないことが子どもの学力格差の 1 つの要因となっていると考える。

続いて、保護者の関与について、保護者の関与と学力の関連に関する調査では、「読書活動」「生活習慣に関する働きかけ」「親子間のコミュニケーション」「親子で行う文化的活動」のうち、とりわけ子どもの学力にプラスの影響を及ぼすのが「家庭における読書活動」(①小さいころ絵本を読み聞かせした②子どもに本や新聞を読むようにすすめている③子どもと読んだ本の感想を話し合ったりしている④子どもと一緒に図書館に行く⑤保護者が本を読む⑥保護者が新聞の政治や社会問題に関する記事を読む) であるとしている。また、同調査では SES の差を統制した結果、学力への影響が縮小されていることが示されている。これは、「SES の高い保護者ほど、このような行動・関わり方を積極的に行っていることに起因する」(垂見 2014:48-55)。つまり、経済的に恵まれている家庭は読書習慣をはじめとする子どもへの関与を積極的に行なっているため、子どもの学力が高いと考えられる。後述するが、貧困を抱える家庭は共働きや長時間労働により、家庭で過ごす時間が SES の高い家庭と比較して確保できない場合がある。そのため、子どもへの関与も少なく、子どもの学力が低下するのではないだろうか。

ここまでの内容をまとめると、家庭の経済的困窮は子どもの学力にマイナスな影響を与えると考える。その背景には、学校外教育や家庭教育に依存する日本の教育体制があり、貧困な家庭ほどそれらを享受する上で不利な状況に置かれるため、結果として家庭の経済力が子どもの学力格差につながるのではないだろうか。

学びは仕事や生き方などの自身の将来の選択肢を広げる手段であり、学力は子どもが将来社会で自立して生きていくために必要な力であると考えられる。したがって、その学力が家庭の経済力によって決まってしまうことは大問題である。しかし、家庭の経済力によって規定されてしまうのは子どもの学力だけではない。以降は貧困がもたらす教育への影響のもう一つの側面である「進学機会の不平等」について見ていく。

進学機会の不平等

⁷ 文部科学省(2018) 「平成 30 年度子供の学習費調査」表 1 学校種別学習費総額の推移
https://www.mext.go.jp/content/20191212-mxt_chousa01-000003123_03.pdf(2021.1.16)

⁸ ベネッセ総合教育研究所 (2009) 「学校外教育活動に関する調査」
https://berd.benesse.jp/berd/center/open/report/kyoikuhi/databook/databook_04.html(2021.12.16)

貧困は子どもの進学機会においてマイナスな影響を及ぼすおそれがある。例えば、東京大学大学院研究科大学経営・政策研究センターが行なった統計によると、1000万円を超える家庭では4年制大学進学率が62.4%に達しているのに対し、年収400万円以下の家庭では31.4%と、前者の半分ほどになることが示されているからだ。⁹

また、阿部(2008:168-169)が2003年に行なった「社会生活調査」では、12歳以下の子どもがある361世帯のうち、「経済的な理由で高等教育を受けさせられない」と考える親は、「短大・高専・専門専修」では20.5%、「大学」では26.9%であることが明らかにされている。本調査ではこれらの回答をした親が「奨学金や貸付制度について周知していたか」が明らかにされていないため、制度を知っていれば異なる結果が出たことも予想される。いずれにせよ、経済的な理由により、子どもに高等教育を受けさせられないと考える親が存在することがわかる。

さらに、日本教職員組合が2007年9月～12月に、全国の各都道府県義務制諸学校及び各都道府県高等学校の学級担任に実施したアンケートでは、経済力格差が子どもの学力格差や進路に影響を及ぼしていると「思う」教職員は、全体の83%と、8割以上であり、学校種別では高等学校が「思う」となる割合が高くなる傾向があることを示している。(高橋2009:116) また、同調査では以下のような記述が見られた。「進学か就職かの選択条件の一番大きいのが「お金が出せるか、出せないか」である。成績の良し悪しよりも意欲の有無よりもお金の有無が大きい。」(高橋2009:117) 上記の文は、本人の学力や意欲よりも、家庭の経済力が子どもの進学に大きく影響することを示している。

以上より、家庭の経済的困窮は、子どもの進学機会においてマイナスな影響を及ぼすと考えられる。

だが、そもそもなぜ進学機会が不平等であることが問題であるのか。もちろん自らの意思で進学を選択しなかった人もいるだろう。本論文で問題とするのは、進学を望んでいたのにも関わらず、経済的な背景で進学できなかった場合である。なぜなら、「進学か就職か」の選択は本人のその後の人生に大きく影響するからだ。例えば、賃金を学歴別に見ると、大学卒では男性391.9千円・女性295.0千円であるのに対し、高校卒では男性288.3千円・女性218.0千円であり¹⁰、大きな差があることが分かる。「進学機会の不平等→低学歴→低賃金→経済的困窮」というように、進学機会の不平等は子どもが大人になってからも貧困から抜け出すことのできない状況を生み出す恐れがある問題であるのだ。

では、なぜ家庭の経済状況によって、進学を断念する事態が発生してしまうのか。その背景には、「学費における私費負担の高さ」「低補助の奨学金」があると私は考える。例えば学費に関して、諸外国との比較において、OECD加盟国30カ国のうち大学教育が無償でないのは日本を含め4カ国のみである(阿部2009:29)。2021年度の国立大学の授業料(標準額)

⁹東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター(2009)「高校生の進路と親の年収の関連について」

<http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/resource/crump090731.pdf>(2021.12.16)

¹⁰厚生労働省(2021)「令和2年度賃金構造基本統計調査」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2020/dl/03.pdf>(2022.1.15)

は 535,800 円、入学料（標準額）282,000 円であり、進学にあたり合計 817,800 円の初年度納入金が必要となる。¹¹このような私費負担の高さに加え、日本は奨学金による補助も手薄である。日本の公的な奨学金には大きく分けて貸与型奨学金と 2017 年から導入された給付型奨学金がある。ただし、給付型奨学金の対象は住民税非課税世帯等と、貸与型奨学金と比較をして狭い範囲であるため、ほとんどが貸与奨学金によってまかなわれているのが現状である。しかし、この貸与型奨学金の受給者でさえ 2012 年度から 2018 年度にかけて収入階級によらず減少していることが明らかになっている。¹²理由として考えられるのは、貸与型奨学金のローン回避である。すなわち、卒業後の返済が必要であることから、不安感を抱えて奨学金を利用しない子どもが存在すると考えられる。このように、奨学金制度が希薄であるかつ学費を本人や保護者によって負担させる日本の教育費負担のあり方が家庭の経済力による進学のための不平等を引き起こしていると推測できる。

ここまでの内容をまとめると、貧困であることは子どもの進学機会に対してマイナスな影響を及ぼす。家庭の経済力が子どもの進学機会に影響を及ぼす背景には、奨学金制度の希薄さかつ本人やその家族に負担を課す日本の教育費負担のあり方があると考えられる。進学機会の不平等は、子どもがその後の人生においても貧困を抱えるリスクを高める恐れのある大問題であるのだ。

以上、貧困が子どもに与える影響として教育格差を挙げた。家庭の経済的困窮が、直接的でなくとも、親の関わり方を介して子どもの学力や進学機会に影響を及ぼしていることが分かった。さらに、次節では貧困が子どもに与える心理的影響について述べる。

1. 2. 2 心理的影響

貧困であることは子どもの心理面にマイナスな影響を及ぼすおそれがある。例えば、阿部(2012:19)は、「最新の海外の研究によると、相対的貧困が子どもに及ぼすいちばん大きな悪影響は、親や家庭内のストレスがもたらす身体的・心理的影響である」ことを指摘している。

また、ユニセフが 2020 年に公表した「子どもの幸福度」の調査では、子どもの幸福度のうち「身体的幸福度」が先進 38 カ国中 1 位であるのに対し、「精神的幸福度」は 37 位、ワースト 2 位という結果であったこと、とりわけ生活全般への満足度について、0 から 10 のうち、6 以上と答えた子どもは 62%のみであったことが明らかになった。同報告に対し、貧困研究を専門分野とする阿部は、「子どもの精神的幸福度や、いじめに遭う確率も、子どもの経済状況に左右されている」と、貧困との関係を指摘している。¹³この結

¹¹ 旺文社教育情報センター(2021)「2021 年度大学の学費平均額」

https://eic.obunsha.co.jp/pdf/educational_info/2021/0831_1.pdf(2022.1.15)

¹² 独立行政法人日本学生支援機構(2020)「平成 30 年度学生生活調査結果」濱中義隆(2020)「学生に対する経済的支援制度の変化と課題」

https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/_icsFiles/afieldfile/2021/03/09/data18_1.pdf(2022.1.16)

¹³ ユニセフ報告書(2020)「「レポートカード 16」先進国の子どもの幸福度をランキング日本の子どものに関する結果」<https://www.unicef.or.jp/report/20200902.html#abeaya>

果が全て貧困によるものとは限らないが、貧困であることが子どもの生活全般への満足度や精神的幸福度に対しマイナスに働くと予想できる。

では、なぜ貧困であることは子どもの心理面にマイナスな影響を与えるのだろうか。これについては、「家族ストレスモデル」(山野 2008:167)で説明することができる。山野(2008:167)によると、家族ストレスモデルとは、「貧困によってもたらされる親たちの心理的なストレスや抑うつ感を、貧困が子どもたちに影響をおよぼす媒介因として取り上げる」ものである。山野は貧困が親たちに及ぼす心理的影響について以下のように述べている。

失業や低所得状況にあると、私たちはどうしても月々の支払いに困るなどの心理的ストレス状況を積み重ねやすくなります。さらに、経済的な面に対する心配事などに、日常的に気を取られていると、フラストレーションや憂うつ感、やる気のなさ、未来に対する悲観などの悲観的な感情を持ちやすくなってしまいます。(山野 2008:168-169)

こうした親たちの心理的なストレスや抑うつ感が子どもとの関係にもマイナスな影響を及ぼす。例えば、その具体的な現れ方として、愛情を持った関わり方や建設的でポジティブな子育ての仕方にマイナスな影響を与えるほか、イライラや冷淡な関わり方、一貫性のないネガティブな子育ての仕方に拍車をかけることを挙げられる。(山野 2008:172)

また、阿部(2012:19)も、「家庭内にストレスが溢れ、心のゆとりがない生活が続くことは最悪の場合、児童虐待につながる恐れがあるほか、そこまではいかなくとも子ども自身の健やかな成長を妨げる可能性がある」と述べ、家庭内のストレスが子どもに悪影響を及ぼすことを指摘している。

以上の内容をまとめると、貧困であることは親に心理的ストレスや抑うつ感をもたらし、それらが親の子育ての仕方や子どもへの関わり方に対してネガティブに働くことで、子どもの心理面においてもマイナスな影響を及ぼすと推測できる。

本節では、貧困であることが子どもの教育や心理面に対してマイナスな影響を及ぼすことを明らかにした。たとえ直接的でなくとも、親の関わり方や家庭内の環境を介して、子どもに影響していた。では、貧困であることの責任は親にあるのか。私は決してそうではないと考える。子どもの貧困は子どもを養育する大人の貧困でもあり、社会で生じている大人の貧困の「一側面」(松本 2016:22)であるからだ。そこで、次節からは子どもの貧困と大人の貧困の関係に迫っていく。

1. 3 親の就労と子どもの貧困

前節でも触れたが、子どもの貧困は親の責任ではないというのが本論文の主張である。なぜなら、日本の親の就業率は高いのにも関わらず子どもの貧困率が高いからだ。

実際に、就業率に着目すると、世帯別では、父子世帯の父親の就業率は95.2%、母子世帯の母親の就業率は84.0%である。1節にて日本ではとりわけひとり親世帯の子どもの貧困率が高いことを述べたが、数字にも如実に表れている。また、ふたり親の世帯においても、母親の61.2%が就業しており、半分以上が共働きをしていることが読み取れる。さらに、OECD

によると、日本の子どもの相対的貧困率はOECD加盟国34か国中10番目に高く、OECD平均を上回っている。子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率はOECD加盟国中最も高い。¹⁴

以上のように、日本の親の就業率は非常に高いが、これが必ずしも貧困削減として作用していないことが以下から読み取れる。つまり、日本の親は働いているのにも関わらず、貧困に陥っているのである。

具体的に、親の就労形態と子どもの貧困率の関係について見ていくと、子どもの貧困率は「親が中規模以上の企業に勤める常用雇用の場合のみ低い」（阿部2008:68）のが現状である。

例えば、世帯内で一番所得が多い人の就業状況別子どもの貧困率の統計に着目すると、大企業常勤雇用または役員の場合の貧困率は6%であるのに対し、自営業者や1年未満の契約、内職などの有期雇用者は29%である。ただし、常勤雇用であっても、中小企業であると貧困率は19%であり、自営業者や契約雇用者に近い数値である。

さらに、阿部(2012)は父親・母親別の就労形態別子どもの貧困率を示している。これによると、非正規雇用の父親を持つ子どもの貧困率は3割を超えるほか、自営業の場合も、仕事をしていない場合と並び、4割近い貧困率の高さとなっている。また、母親が非正規雇用であれば貧困にはなるが、父親が非正規雇用の場合に比べると、子どもの貧困率は低い。同様に、母親が正規雇用者であれば、子どもの貧困率は低くなるが、その影響は父親が正規雇用である場合に比べ、小さい。¹⁵

ここまでの内容をまとめ、親の就労状況と子どもの貧困の関係において分かることは以下の通りである。

- ①日本の親の就業率は極めて高いのにも関わらず子どもの貧困率が高い。
- ②非正規雇用者や自営業者の親の子どもの貧困率が高い。
- ③雇用形態が正規雇用であっても、企業の規模が中規模以上でない限り、子どもの貧困を抱えるリスクがある。
- ④二人親世帯の場合、子どもの貧困率は母親より父親の雇用形態に大きく左右される。

本章では、子どもの貧困率・物質的剥奪指標から見る子どもの貧困の現状と、貧困が子どもに及ぼす影響、親の就労と子どもの貧困の関係について述べた。そして、親の経済力によって測られる子どもの貧困は、たとえ直接的でなくとも、親の子どもへの意識や関わり方を介して、子どもに対しマイナスな影響を及ぼしていることが分かった。

ここで繰り返すが、本論文では子どもの貧困は親の責任ではないとの立場をとる。親が貧困になるのは、日本の社会構造が深く関係しているからだ。実際に、本節では日本の親の就業率は極めて高いのにも関わらず、子どもの貧困率が高いことが明らかになった。そこで、次章では親側の視点から、大人の貧困を生み出す日本の貧困構造を明らかにする。

¹⁴ 内閣府「第3節・子どもの貧困」

https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/b1_03_03.html(2021.12.16)

¹⁵ 注4に同じ

2. 日本の貧困構造

本章では、「なぜ日本の親は働いているのにも関わらず、貧困に陥るのか」という問いを立て、日本の大人の貧困を生み出す社会構造に迫る。この問いに関して、雇用・労働・賃金における問題と、社会保障における所得の再分配の不備、これらを容認する自己責任論規範が関係すると予想し、これらの項目について具体的な問題点を見ていく。

2. 1 雇用・労働・賃金における問題

2. 1. 1 低賃金

働いているのに貧困に陥ってしまう要因の1つに、低賃金が挙げられる。

例えば、2017年度就業構造基本調査をもとに川村(2019:76)が作成した「男女×雇用形態別にみた低所得者数及び割合」によると、年収が200万円未満の男性は全体の16.2%、女性は53.5%と全体の半数以上であることが明らかになっている。女性の割合が高いが、男性にも一定数低所得者が存在することがわかる。また、その内訳をみると、男性・女性ともに非正規雇用者に占める割合が高いことが示されている。

以上より、年収が200万円未満と低所得である割合は男性よりも女性の方が高いこと、非正規雇用である場合は性別に限らず低所得である割合が高いことが分かる。この傾向は以下の調査でも明らかになっている。

2020年度賃金基本構成調査によると、男性の平均賃金は338.8千円、女性の平均賃金251.8千円であり、男女間の賃金格差は74.3にも及ぶ。また、雇用形態別の賃金では、男性では正社員・正職員350.7千円に対し、正社員・正職員以外240.2千円、女性では、正社員・正職員269.2千円に対し、正社員・正職員以外193.3千円となっている。¹⁶以上からも、正規雇用に比べて非正規雇用の賃金が極めて低いこと、同じ雇用形態間でも男性より女性の賃金が低いことが読み取れる。

すなわち、低賃金となりやすいのは、非正規雇用と女性であると述べることができる。後にも述べるが、近年、女性の非正規雇用者数は拡大している。つまり、低賃金の温床となりやすい非正規雇用×女性の数が増えることは、働いても貧困に陥るという問題を深刻化させる恐れがある。

では、そもそもなぜ日本の賃金は低いのか。藤原(2017:39-40)は日本における低賃金の背景を以下のように説明している。

グローバル化した市場競争を勝ち抜いて企業収益を上げるためには、人件費を削減することが不可欠であるとして、正規雇用から非正規雇用への置き換えをはじめ、労務コスト

¹⁶厚生労働省(2020)「令和2年賃金構造基本統計調査 結果の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2020/index.html>
(2021.12.16)

の削減を徹底することで収益を上げるビジネスモデルが広がってきた。

つまり、企業収益上昇の手段として人件費削減を重視する日本の経済構造が労働者の低賃金化を引き起こしていると考えられる。実際に、過去 20 年間の平均経済成長率は実質・名目ともにプラスに働いているのにも関わらず、賃金上昇率はともにマイナスとなっていることが明らかにされている。¹⁷働いても貧困に陥ってしまう背景には、企業収益が必ずしも労働者の賃金上昇につながらない日本の経済構造が関係していた。

本項の内容をまとめると、日本の大人が働いているのにも関わらず貧困となる要因の 1 つに低賃金があると考えられる。日本が低賃金であるのは、グローバル化が進む中で、企業収益を上げるために人件費削減が重視されたからだ。その手段として、正規雇用の非正規化等の労務コストの削減が図られた結果、日本型雇用の特徴である終身雇用や年功序列から外れた人々、いわば非正規雇用や女性が低賃金の対象となっていると考えられる。

このように低賃金の背景に迫ると、日本の雇用のあり方が大きく関連していることがわかる。そこで、次項では、貧困に陥りやすいとされる非正規雇用に着目し、貧困との関連をより詳しく見ていく。

2. 1. 2 非正規雇用の拡大

働いているのに貧困に陥る要因の 2 つ目に、非正規雇用の拡大が挙げられる。

例えば、1985 年には 655 万人であった非正規雇用者は 2020 年度において役員を除く雇用者 5635 万人のうち、2060 万人となっている。正規の職員・従業員数 3575 万人に及ばなくとも雇用者全体に占める非正規雇用の割合が高いこと、この数年で上昇していることが読み取れる。また、非正規雇用の特徴として女性の割合が高いことが挙げられる。実際に、非正規雇用における男女別の内訳では、男性の 647 万人に対し、女性は 1413 万人であり、男性の 2 倍以上に及んでいる。また前年度との比較では、女性の非正規雇用は、9 万人増加している。

以上をまとめると、労働者全体に占める非正規雇用の割合が非常に高いこと、とりわけ女性の非正規雇用が多く、その数が増加していることが分かる。¹⁸

では、非正規雇用がなぜ働いているのにも関わらず貧困である状態につながるのか。そこには非正規雇用における 2 つの問題が関係していると考えられる。

一つ目に、正規雇用との間に賃金格差があることだ。前節で述べたように、非正規雇用と正規雇用の賃金の格差は非常に大きく、雇用形態間賃金格差は、男女計 66.3 にも及んでいる。非正規雇用は正規雇用と比較して賃金が低いという問題がある。

二つ目に、不安定な雇用であることだ。例えば、非正規雇用は失業や休業に陥るリスクが

¹⁷第 2 回社会保障審議会年金部会 年金財政における経済前提に関する専門委員会(2017) 「近年の経済成長率と賃金上昇率の動向-バブル崩壊後の直近 20 年間の動向を中心に-」
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000173082_1.pdf(2022.1.17)

¹⁸ 総務省統計局(2021)「労働力調査(詳細集計) 2021 年 7~9 月期平均」
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/4hanki/dt/pdf/gaiyou.pdf>(2021.12.16)

正規雇用と比較して高い。また失業に陥った場合のセーフティネットが極めて脆弱である。日本で失業した場合、失業給付の支援が受けられる。失業給付は仕事を失ってから新しい職を探す間に支給される給付金で、受取可能な金額は1日約2,000～8,000円、期間は倒産や解雇で失業したら最長330日である。¹⁹ただし、支給には条件があり、雇用保険に加入していることが求められる。雇用保険は月20時間以上の労働という加入条件を要するため、不規則で労働している非正規雇用は正規雇用と比較して加入率が低いのだ。実際に、雇用保険の適用状況では、正規雇用が92.5%であるのに対し、非正規雇用は67.7%である。このような雇用保険への低い加入率によって、2020年以降のコロナウイルス感染拡大において、失業者数は月平均で198万人超だったのにも関わらず、2020年度中に失業給付を受け取った人は月平均で約47万6千人、受給者比率は約24%という低さにとどまっていた。²⁰

このように、非正規雇用は失業や休業への高いリスクを抱えていることに加え、雇用保険の適用が少なく、失業時の支援が脆弱であるという問題があるのだ。以上より、非正規雇用が貧困を抱える背景には、賃金の低さや不安定性の問題が関連していると考えられる。

だが、このような不利な状況に置かれているのにも関わらず、なぜ非正規雇用を選ぶ人がいるのだろうか。これについて、非正規雇用を選んだ理由を見ると、最も多いのは「自分の都合のよい時間に働きたいから」とした者で、663万人と全体の33.2%にも達していた。この値は、前年同期と比べ、48万人増加している。²¹また、今後の就業に対する希望では、「現在の会社で働きたい」が72.8%と高い割合を占めている。さらに、今後の働き方に対する希望をみると、「現在の就業形態を続けたい」が64.9%であった。以上のように、自分の都合に合わせて非正規雇用を選択している者、現状に満足している者も多く存在することが分かる。

ここで着目すべきは、自分の都合以外で非正規雇用を選択している者の存在である。例えば、女性の非正規雇用を選んだ理由についてみると、「家庭の事情(家事・育児・介護等)と両立しやすいから」が40.5%と最も高い。²²以上より、非正規雇用に占める女性の割合が極めて高いのは、家庭の事情を考慮しなければならない状況に置かれているからであると考えられる。このような背景には、社会において家事や育児を女性の役割とみなす「男女性別役割分業意識」が根付いているために、女性は時間を調整しやすい非正規雇用を選択せざるを得ないことが関連しているのではないだろうか。

また、前出の今後の就業に対する希望の調査では、「他の就業形態に変わりたい」と回答した者が34.5%存在していることが明らかになっている。そのうち、希望する就業形態の内訳は、「正社員に変わりたい」が26.7%という結果であった。また、その理由について「正社員の方が雇用が安定しているから」と答えた者が73.6%、「より多くの収入を得たいから」

¹⁹ 年齢や保険料を払った期間による。

²⁰ 揺らぐ雇用保険、届かぬ支援 安全網に穴、コロナ禍で財源悪化(2021.11.8朝日新聞)
<https://digital.asahi.com/articles/DA3S15103796.html> (2021.12.16)

²¹ 注18に同じ

²² 厚生労働省(2019)「令和元年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keitai/19/dl/02-02.pdf>

が 71.8%であった。²³

以上より、現在の雇用形態を自ら選択し満足する者がいる一方で、自分の都合以外で非正規雇用を選択した者や、非正規雇用から正規雇用への転換を望む者も一定数存在することがわかる。²⁴

本項の内容をまとめると、非正規雇用の拡大は、働いても貧困に陥る要因の一つであると考えられる。なぜなら、非正規雇用は正規雇用と比較して、賃金が低く、不安性を抱えているからだ。もちろん非正規雇用の「自分の都合に合わせて働くことができる」という利点から前向きに非正規雇用を選択している者もいるが、非正規雇用に占める割合がとりわけ高いとされる女性の大半が家庭の事情を考慮した上で現在の雇用形態を選択している。

また、非正規雇用の賃金の低さゆえに、生活に必要な所得が確保できず、長時間労働をしている者も存在する。非正規雇用の問題はこのような長時間労働の問題とも無関係ではない。そこで、次節では長時間労働について取り上げ、貧困との関係を述べていく。

2. 1. 3 長時間労働

働いても貧困に陥る要因の三つ目に、長時間労働が挙げられる。

なぜなら、貧困とは必ずしも金銭面の欠如だけではなく、時間の欠如もまた貧困の一つの現れ方であると考えられるからだ。例えば、「賃金が低い→働いてもお金がない→長時間働く→自身の余暇や子どもと過ごす時間がない」といった経路も、子育てをする世帯にとっては深刻な問題である。

例えば、日本では、法定労働時間は1日8時間、週40時間と定められているが、沖縄子ども調査事業が行った未就学児調査詳細分析報告書によると、全体で週60時間以上という極端な長時間に働く父親が1歳児で約23%、5歳児では約24%と4分の1近くに及ぶことが明らかになった。さらに同調査では、週6日以上働く父親の割合が、1歳児、5歳児ともに、一般層に比べ、低所得層で顕著に高いことが明らかにされている。つまり、低所得になるほど長時間労働に従事しているのだ。²⁵

後にも述べるが、日本の子育て世帯の所得の大半は稼働所得によって賄われている。よって、育児にかかる費用を得るためには働かざるを得ないのである。しかし、子どもと過ごす時間や自身の睡眠時間を犠牲に最大限仕事時間を増やしても、生活に必要な所得を得られないのが現状である。

また、前章で述べたが、親子間の読書習慣やコミュニケーションをはじめとする、子どもに対する親の関与は子どもの学力に大きな影響を与える。しかし、長時間働く親にとって、子どもへの読み聞かせや十分なコミュニケーションをとる時間を確保することは困難である。長時間労働はたとえ直接的ではなくとも、親の時間の貧困を介して、子どもの貧困にも大きな影響を及ぼす問題なのである。

²³ 注22に同じ

²⁴ 注22に同じ

²⁵ 沖縄県(2018)「未就学児調査詳細分析報告書」

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomotyosa/documents/02misyugakuji-syosaigaiyou1101.pdf>(2021.12.16)

本項の内容をまとめると、長時間労働は働いているのにも関わらず貧困に陥る要因の1つであると考えられる。ただし、ここでの貧困とは、主に時間の貧困である。経済的困窮から生活に必要なお金を確保するために長時間働くことで、自身の睡眠時間や子どものケア等における時間の貧困に陥ると推測できる。

以上から分かるように、長時間労働の原因の前提にあるのは「お金がない」ことである。つまり、本節で述べた低賃金や非正規雇用の処遇格差に起因して、長時間労働の問題が発生していると推測することができる。低賃金・非正規雇用の拡大・長時間労働、これら3つの問題は独立して生じているわけではなく、複雑に絡み合っており、働いても貧困に陥る要因として作用しているのだ。

本節では、雇用・労働・賃金における問題点について述べてきたが、ここで重要なのは「社会保障が充実していれば、貧困に陥っていても、貧困から抜け出せる可能性がある」ということだ。そこで、次節では働いても貧困に陥ってしまう要因としての社会保障・税制における問題点を述べていく。

2. 2 社会保障・税制における問題

働いても貧困に陥る原因として、勤労世代に対して所得の再分配が十分に機能していないことが挙げられる。すなわち、子育て世帯の税や社会保険料の負担の重さに対して、社会保障の給付が極めて少ないことが問題なのである。

例えば、2018年度国民生活基礎調査より、児童のいる世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合に着目すると、総所得745.9万のうち稼働所得が占める割合は686.8万、年金以外の社会保障給付金が占める割合は18.5万、そのうち児童手当等は14.3万である。以上より、日本の子育て世帯の所得は社会保障給付による所得が極めて少なく、稼働所得に大きく依存していることがわかる。²⁶

また、2021年度予算ベース社会保障給付費の内訳に着目すると、社会保障給付費129.6兆円のうち、年金58.5兆円(45.1%)、ついで医療が40.7兆円(31.4%)である一方で、子ども・子育ては0.5兆円(7.3%)である。年金や医療費が主に高齢者に給付されることを踏まえると、日本の社会保障給付費全体に占める子ども・子育て費用がいかに少ないかが分かる。²⁷

以上のような子育て世帯への社会保障の給付の少なさは、所得の再分配前後の貧困率にも表れている。例えば、65～69歳の男性の再分配前後の貧困率は48.4%から14.9%に、65～69歳の女性も58.7%から15.9%に減少しており、所得の再分配によって貧困率が大幅に改善されている。しかし、20～24歳の男性の再分配前後の貧困率は、17.6%から17.2%、20～24歳の女性も同様に18.2%から18.1%と、ほんのわずかしき貧困率が減少していないことが分かる。²⁸

²⁶注2に同じ

²⁷厚生労働省(2021)「社会保障の給付と負担の現状(2021年度予算ベース)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000799946.pdf>(2021.12.16)

²⁸阿部彩(2018)「貧困の子どもの実態と対策」

このように社会保障給付が高齢者に集中し、子育て世帯の所得を保障する制度となっていないことが給付における問題である。

続いて、負担について考える。負担における問題は年々税や社会保険料の拠出金負担が大きくなり、低所得者の負担が重くなっていることだ。例えば、山内が国民生活基礎調査をもとに作成した「世帯主の年齢階級別の総所得と可処分所得 300 万円未満の世帯割合」に着目すると、29 歳以下では、1996 年に総所得 300 万円未満 50.4%、可処分所得 300 万円未満 63.1%とその差 12.7%であったのに対し、2016 年総所得 300 万円未満 40.9%、可処分所得 300 万円未満 66.2%とその差が 25.3%に開いている。この 20 年間で、総所得と可処分所得のギャップが大きく拡大していることが分かる。これは、税や社会保険料の拠出金負担が大きくなっていることを示している。(山内 2019:88)

また、阿部は現役世代の負担の重さを以下のように説明している。

A さん一家（夫婦+子 2 人）の場合、A さん一家は 300 万円ほどの給与所得があるが、そこから税金と社会保険料を納めなければならない。所得税は各種控除があるため、5 万円程度で済むが、住民税は 10 万円以上、国民年金に加入していたら約 35 万円、国民健康保険は家族 4 人で 40~50 万円ほど。給付としては、子ども 2 人分の児童手当が 12 万円支給されるのみである。このため、貧困線の上に生活していた A さん一家は、貧困線より下の生活を余儀なくされる。(阿部 2009:25)

つまり、たとえ貧困線より上の所得をもらっていたとしても、税や社会保険料の負担の重さや児童手当等の子育て費給付の少なさによって、貧困に陥ってしまう世帯が存在するのである。

では、日本における負担の重さは諸外国と比較しても高い水準にあるのだろうか。これについて、国民負担率をもとにした国際比較で見ると、²⁹日本の国民負担率は 44.3%であり、低負担・低福祉で知られるアメリカの 31.8%に比べると高いが、イギリスの 47.8%、スウェーデンの 58.8%と比べると低いことが分かる。またその内訳を見ると、イギリスやスウェーデンは租税負担が日本と比較してかなり高い。³⁰以上より、日本の社会保障の負担は諸外国と比較をすると低いと述べるができる。つまり、社会保障の負担は諸外国と比較して低い、国民の「負担感」が重いと捉えることができそう。

日本では少子高齢化が進行している。2021 年度における日本の高齢化率は 29.1%であり、今後も上昇し一人当たりの医療・介護費の増大が予想される。それに伴い、社会保障費の財源である社会保険料は 1990 年度の約 40 万から、2019 年度には約 74 万と 1.9 倍も増加している。また、税金や借金も 1990 年度の約 16 兆円から、2019 年度には約 52 兆円

http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/4.siryoushu_1005.pdf
(2021.12.16)

²⁹ 国民負担率とは、国・地方租税負担と社会保障負担の合計額の、国民所得に対する比率を示したものである。

³⁰財務省(2021)「国民負担率の国際比較」

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/futanritsu/sy202102b.pdf>(2021.12.16)

と、約 3.2 倍にも及ぶ。³¹ によって、今後国民の負担感はより重くなることが予想される。

では、国民の負担感を解消するにはどのような方法が有効か。少子高齢化の背景を踏まえると、社会保障の負担を減らす方法はあまり現実的ではない。それよりも、社会保障給付の少なさや収入の低さを改善していく方が有効であると考えられる。これらの具体的な解決策に関しては最終章にて後述することとする。

最後に、本節の内容をまとめる。本節では、働いても貧困に陥る原因として、現役世代の社会保険料や税の負担の重さに対して社会保障給付が少ないことを挙げた。負担・給付それぞれに着目すると、日本の社会保障の負担は諸外国と比較して少ないことから、子育て世帯への社会保障による給付が極めて少ないことが貧困を深刻化させていると述べることができそうだ。また、日本では少子高齢化が進行し、今後も社会保障費の増大が予想されるため、現役世代の社会保障の負担を大幅に軽減させることはあまり現実的ではない。よって、働いても貧困に陥る状況を改善するには、子育て世帯に対する社会保障給付を充実させることが重要であると考えられる。

ここまで、働いても貧困に陥る原因として雇用・労働・賃金における問題と、社会保障・税制における問題に触れた。それらに加えて私が問題であると考えるのは、これらの貧困を生み出す社会構造の根本にある「貧困は自己責任だ」とする考え、貧困に対する自己責任論である。次節では、貧困における自己責任論の実態に迫る。

2. 3 自己責任論

働いても貧困に陥る要因に、社会における自己責任論の蔓延が挙げられる。自己責任論とは「豊かさと貧困は自己責任によって生じるのであり、格差は問題視するに値しない」と捉える考え方のことをさす。本論文では、この考えに反対の立場をとる。なぜなら、ここまで述べてきたように、生まれ育った家庭の経済的困窮による不利は、本人の努力だけでは回復しようのない問題であるからだ。

では、自己責任論の何が問題であるのか。大きく二つの問題が存在すると考える。

一つ目に、人が自己責任を問われるのは、自分に選択する余地があり、またその選択と結果の間に明確な因果関係がある場合に限られているからだ。先述の通り、生まれながらに貧困であった場合、それは自分の選択の余地がなかったことであり、責任外のことであるのだ。自己責任論はこのような人にも自己に責任を問わせるものである。

二つ目に、自己責任論は貧困を生み出しやすい社会の仕組みと、このような社会の仕組みを放置してきた人々を免罪しようとするものであるからだ。(橋本 2018:269-270) つまり、自己責任論は本来責任を取るべき社会の責任から解放し、責任のない人々に押し付けるものであるのだ。

以上を踏まえた上で、日本における自己責任論の現状を確認する。2016 年首都圏調査データ (橋本 2018: 228) によると、「貧困になったのは努力しなかったからだ」という設問

³¹ 財務省(2021)「これからの日本のために-財政を考える-」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202104_kanryaku.pdf
(2021.12.16)

に対し、「とてもそう思う」は5.0%、「ややそう思う」は30.4%を占めている。「とてもそう思う」と考える人の割合は少ないものの、貧困を個人の努力不足と捉える人は多く存在することがわかる。反対に、「努力さえすれば、誰でも豊かになることができる」という設問に対しては、「とてもそう思う」が4.4%、「ややそう思う」が33.0%であり、豊かになることに対しては個人の努力や責任だと捉える人が同様に存在することがわかる。つまり、自己責任論を支持する人と支持しない人の比率は、二対三程度と言える。支持しない人の方が多いとはいえ、自己責任論を支持する人はたしかに存在する。

さらに、橋本(2018:44-45)は、自己責任論を支持する人の傾向について、自己責任論への賛否と所得階層には関係があり、自己責任論に対し肯定的な回答の比率は豊かな階層ほど高い傾向にあることを指摘している。加えて、自己責任論を最も強く支持するのは資本家階級、旧中間階級であることを明らかにしている。このような傾向が見られるのは、実際の経済的な成功経験が自身の努力によるものであるという意識が背景にあると考えられる。

一方で、貧困層においても自己責任論に対して肯定的な回答が44.1%と最大多数を占め、自己責任論を明確に否定する回答は21.6%にすぎないことが明らかになっている。つまり、貧困層のかなりの部分が自己責任論を受け入れ、自分の貧困状態を、自分の責任によるものとして受け入れているのである。

以下の文はこの傾向を如実に表したものである。寮付き派遣でしか働いたことのない20代の男性へのインタビューである。

男性はコロナ禍によって雇い止めにあい、路上生活を繰り返していました。「大変な働き方をしてきましたね」と声をかけると、「選んだ責任はすべて僕にある」と言うんです。「自分は能力がない。だから努力しないといけないんだ」とも。私が「そんなことを言って喜ぶのは、悪い企業や一部の政治家では？」と言うと、「経営者目線に立てば、正社員ばかり雇うリスクは理解できます」って。³²

上記の文章からは、男性がコロナ禍によって雇い止めにあった原因を、自身の選択の責任と感じていることが分かる。

以上をまとめると、自己責任論は自身の属する階級に影響される部分ができる。豊かな人ほど自己責任論を支持する傾向があるのは、経済的な成功経験が自身の努力によるものだという考えが背景にあると考えられる。一方で、貧困層においても自己責任論を受け入れる人が存在する。この背景には社会における自己責任論の広がりがあると考えられる。

ではそもそもなぜ貧困に対する自己責任論が日本には広がっていったのか。そこには、自己責任という言葉の流行と、政治的な背景が重なったことが考えられる。自己責任論が社会にあからさまに現れたのは、2004年の「イラク人質事件」がきっかけであったとされている。詳細は割愛するが、イラクに入国した人質の解放条件として「自衛隊撤退」の要求が強まった途端に、世間から「国策に反した危険行為の自己責任をとれ」というバッシングが行

³²朝日新聞 2021年10月22日「「自己責任論に縛られた弱者のたたき合い」見えなくなる 本当の敵」<https://digital.asahi.com/articles/ASPBP5H4RPBNUQPJ003.html>(2021.12.16)

われた。同年には、「流行語大賞・トップテン」に「自己責任」が選定されるなど、自己責任論があらゆる場面で用いられるようになった。また、それと同時期に、政治的背景において、小泉内閣による新自由主義的な「構造改革」が本格的に展開した。構造改革では、景気を回復し、グローバル競争に打ち勝つために、長期不況の原因となっていた過剰な「規制」と「保護」を緩和し、競争主義を徹底する方針がとられ、正規雇用から非正規雇用への置き換えが図られた。そのような流れの中で、競争の結果としての敗北を自分自身に原因を認めさせる風潮が強まっていった。例えば、「給料が低いまたは非正規雇用の仕事しかないのは、過去に努力をせず、労働者として力量を積んでこなかったからだ」「過労死は自己管理の問題、他人の責任にするのは問題だ」などのように、不安定雇用や失業、貧困などを個人の問題として捉える自己責任論が蔓延していったのである。(吉崎 2014:8-9) 以上より、本来自身の選択と結果の間の因果関係が明確な場合に用いられていた自己責任論が、競争主義のもと個人の選択の範囲外の結果においても用いられるようになったことで、貧困に対する自己責任論が社会に蔓延したと考えられる。

本節の内容をまとめると、自己責任論が人々の判断の基準である「規範」として蔓延していることが、日本の貧困構造を深刻化させていると分かった。自己責任論は貧困に対する社会の責任を免除し、全ての責任を個人に押し付けるものである。自己責任論が社会において広がっていくことはすなわち貧困に対する社会の責任を放棄する社会のあり方につながる問題であると考えられる。

本章では、「なぜ日本の親は働いているのにも関わらず貧困に陥るのか」という問いに対する答えを、雇用・労働・賃金や税制・社会保障、規範の観点から考察した。結果、低賃金や非正規雇用の拡大、長時間労働、税制・社会保障における所得の再分配機能の不備、自己責任論が貧困を生み出す社会構造として生じていることが分かった。また、これらは単独で発生するものではなく、複数が絡み合っただけで生じていることが明らかとなった。

3. 諸外国の取り組み

前章では、日本の貧困構造の特徴として、雇用・労働・賃金における問題点、社会保障・税制における所得の再分配の不備、社会に蔓延する自己責任論を取り上げた。これらの問題点を踏まえ、本章では、子どもの貧困をなくすために必要な視点を諸外国との比較を通して考察することを目的とする。そこで、貧困や格差が少ない福祉大国のデンマークと、子どもの貧困対策に力を入れていたブレア政権時代のイギリスを取り上げ、各国の取り組みを具体的に述べていく。

3. 1 デンマークの取り組み

デンマークに学ぶ、貧困解消に必要な視点は以下の3つであると考えられる。一つ目に税制・社会保障において所得の再分配が有効に機能していること、二つ目に労働政策「フレキシユ

リティ政策」を重点的に行なっていること、三つ目に教育の無償化を実現させていることである。本節では、以下3つを具体的に説明する。

税制・社会保障における所得の再分配

デンマークでは、商品やサービスに一律25%の消費税が課税されている。³³この値は世界最高水準である。2018年のデンマークの租税負担率は国民負担率63.0%のうち61.9%を占めており、デンマークの国民負担の大部分が高税によるものであると分かる。³⁴

デンマークでは、ここで得た財源をもとに、国民生活に不可欠な社会サービスをきめ細やかに再分配することで生活水準の平準化や貧困格差の是正を実現している。例えば、国民生活に密接な医療、福祉、教育、年金などの社会サービスがほとんど無料で還元されている。

(2010 野村:7)

以上のように、国民が高税を納める分、国が充実した社会サービスで還元するという、国と国民の間の信頼関係によって、所得の再分配が有効に機能していることが分かる。

日本においては、租税負担は諸外国と比較して少ないのにも関わらず、増税の際には批判の声が多くあがった。デンマークの例を踏まえると、日本の納税への負担感の原因は国の税の使い道への不信感であるとも考えられる。デンマークのように所得の再分配を有効に機能させるためには、税の使い道を透明化し、国民の生活に還元していくことで国と国民の間の信頼関係を構築する必要がある。

労働政策「フレキシビリティ政策」

デンマークでは「フレキシビリティ政策」を重点的に行い、貧困解消へとつなげている。「フレキシビリティ (Flexicurity)」とは「柔軟性 (flexibility)」と「安定性 (security)」を組み合わせた造語である。この労働政策における特徴は以下の3つである。「手厚い失業保険」「充実した職業訓練」「流動性の高い労働市場」である。

例えば、失業保険は、強制保険ではないが、デンマークの労働者の約8割が加入している。(野村 2010:38) 給付内容は、失業直前の12週間の週あたりの賃金の平均額の約90%で、1年間受けることができる。転職できなければ、職業訓練を条件にして3年継続して給付を受けることもできる。(野村 2010:38) また、職業訓練にはIT技術者や医療技術者、調理師など300種にも及ぶメニューがあり、被雇用者の60%強が参加している。

デンマークでは、労働者が失業してから就職するまでの期間を「活性化期間」と呼び、失業保険給付と職業訓練、研修、企業実習などを通じて失業者を積極的に支援している。すべての労働者の転職のデータは職業安定所が一括管理しており、それをもとにカウンセラーが再就職希望者の適性を見ながら再就職を支援している。

以上のような手厚い失業保険・充実した職業訓練の土台が構築されているデンマークでは、1年間に転職する労働者数は労働力人口の3分の1にも及ぶ。また、デンマークは日本の終身雇用制とは異なり、職を変えず同じ職場に勤務しても勤続年数に比例して給与がほ

³³ 国税庁(2021)「税の国際比較」

<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/hatten/page13.htm>(2021.12.16)

³⁴注33に同じ

とんど変化しない。そのため、新しい仕事にチャレンジして高い賃金を確保しようと新しい職場移動が日常化している。よって、雇用の流動性も高いのである。

以上のように、「収入を保障しながら転職を促し、グローバル化に対応しながら生産性の高い産業を創出することを目指している」（野村 2010:47）政策であるフレキシビリティ政策は、失業に陥った者を社会的に包摂し、再スタートを切りやすくすることを可能にする。

日本では、グローバル化に対応するために、労務コストの削減として正規雇用から非正規雇用への転換が行われ、結果として低賃金や雇用の不安定化といった問題を抱えている。デンマークのように、失業保険や職業訓練を充実させ、失業者や転職を望む者たちに対し、安心して再スタートを切れるような体制を整えることが貧困解消に必要である。

教育の無償化

最後に教育の無償化に関して、デンマークでは、義務教育である国民学校以外にも、普通高校、職業別専門学校、大学および上級専門学校までもがすべて無料である。また、大学生には返済不要の奨学金が支給される。デンマークでは「教育は人生前半の社会保障」という考え方にに基づき、子どもが家庭の経済状況で教育を受ける機会や質に差ができない社会の構築を目指すため、経済的な負担をなくし能力に応じて教育を受ける機会を保障している。また、これらの教育を職業訓練に繋いでいくことで、人生中盤から後半のリスクをなくす方針がとられている。（野村 2010:199-203）このように、教育を通して個人の人生前半を切れ目なく保障しているのである。

先述のように、日本では教育の私費負担の高さや希薄な奨学金制度によって、子どもが家庭の経済状況で進学機会に差が生じている現状がある。デンマークに学び、まず日本に求められるのは教育における経済的負担をなくす取り組みであるだろう。

以上、デンマークから学ぶ日本の貧困解消に必要な視点として、「税の使い道を透明化し国民の生活に還元すること」「失業保険や職業訓練の充実」「教育における経済的負担の軽減」を挙げた。これらを日本で具体的にどのように行っていくかに関しては、次章で述べることとする。

3. 2 イギリスの取り組み

本節では、イギリスの労働党政権時代（1997-2009）における取り組みを取り上げる。理由は、1997年の労働党のトニー・ブレア政権誕生から2010年までの間で、子どもの貧困は大幅に減少したからである。ブレアが政権についた当時の1997年は貧困者やニートの増加、経済格差などの社会問題が蔓延していた。そこで、1999年にブレアは「2020年までに子どもの貧困をなくす」という政策目標を立て、子どもの貧困対策に力を注いできたのである。

以降、イギリスの労働党政権が行った取り組みを3つ挙げ、日本に必要な視点を考察していく。

ブレアが貧困解消を目的に行った政策は広範囲に渡るが、本節では、「就労支援」「所得保障」「保育の量と質の確保」の3点を取り上げる。

就労支援

イギリスにおける貧困解消策の一つに、就労支援の中核を担う「ニューディールプログラム」が挙げられる。ニューディールプログラムには、18歳～24歳で6ヶ月以上の失業者や、25歳以上で18ヶ月以上の失業者、ひとり親世帯、障害者、失業者の配偶者、50歳以上の6ヶ月以上の失業者など多様な対象者に合わせたプログラムが用意されていたが、母子世帯もそのターゲットであった。プログラムでは、パーソナルアドバイザーが任命され、職を見つけるためのアドバイスや指導が実施されたほか、地域で契約した事業主での実習訓練が行われた。その結果、動機付けや自信の回復などの就労への準備に有効であったほか、実際に2人に1人のひとり親が就労につながったとされている。(所 2012:84-85. 96)

さらに、労働党政権では、ニューディールプログラムに加え、就労で得られる賃金水準が生活保障につながるよう、最低賃金制度の導入を図った。1999年に最低賃金額を時給3.60ポンドとして導入以降、1999年から2018年まで、毎年平均4.17%も最低賃金が引き上げられ続けている。その結果、2018年6月の失業率は4.0%で、1975年以降の最低水準となっている。³⁵これは、賃金の上昇が就労へのインセンティブとして機能したと考えられる。

以上のように、イギリスでは、ニューディールプログラムを通してパーソナルアドバイザーによる綿密な個人指導や実習訓練を行うことで大人の就労を支援することで貧困解消に取り組んでいた。また、賃金の上昇を行い、就労後の所得を保障していくことも含めて就労支援が行われていた。日本においてもハローワークを中心に就労支援は行われているものの、労働市場ではいまだ低賃金の問題を抱えている。イギリス労働党政権から学び、就労に向けた丁寧な個別指導、就労後に得られる所得保障をリンクさせた就労支援へと変化していく必要があると考える。

所得保障

所得保障としては、前出の最低賃金制度の導入と、タックスクレジット(給付付き税額控除)の導入が挙げられる。タックスクレジット(給付付き税額控除)は、勤労税額控除と児童税額控除に分けられる。勤労税額控除は、子どもの有無に関わらず、就労している低賃金の人に対し、働いた時間などに応じて税金を戻す仕組みであり、給与に上乗せして支給される。(所 2012:99) 勤労税額控除は、就労している人に給付されることから就労意欲を促進することにも有効であるほか、就労している前提があるためスティグマを抱えにくいといった利点がある。また、児童税額控除は、就労の有無に関わらず、低所得の有子家庭に対し、保育園に入れた時の保育費の7割から8割を税金で本人に支払うというものである。歳入関税庁が養育者個人の銀行口座に直接振り込む形式を取っている。(丸谷 2012:94)

このように、イギリスでは所得保障として勤労税額控除と児童税額控除を導入し、低所得者が税金の負担によりさらに貧困に陥ることのないよう支援が行われていた。一方で、日本では、税や社会保険料の負担が低所得者の貧困をより深刻化させている。イギリスから学び、日本においても給付付き税額控除のように、低所得者の不足分を補い、税負担を軽減す

³⁵東洋経済オンライン 2019年2月1日「最低賃金の引き上げが「世界の常識」な理由 「韓国の失敗、イギリスの成功」から学ぶこと」 <https://toyokeizai.net/articles/-/263406?page=3>(2021.12.16)

る取り組みが必要であると考える。

保育の量と質の確保

ブレアは2003年までに100万人分の保育所定員を確保することを目標に掲げ、保育の量的拡大を実現させた。実際に、全日制の保育所は、2003～2005年の間において、事業者数は9600から12900へと34%の伸び、定員数も約38万人から約5万人と45%ほどの伸び率であった。このような保育の量的拡大の実現には、先述のブレア政権による就労支援や所得保障のように、仕事と家庭生活との調和政策が本格的に実施されるようになったことで、就労して出産する女性が増加し、全日保育へのニーズが高まったことが背景にあると考えられる。

質の確保における取り組みとして、サービスを提供する機関や組織の統合化したことが挙げられる。例えば、1999年に導入されたシュア・スタートは、5歳未満の子どもがいる世帯を対象に、保育や幼児教育、保健、親への支援などを地域単位で行うプログラムであるが、労働党はプログラムを行うための児童センターを全国のあらゆる自治体に展開し、デイケア、初期教育、保険サービス、家族への相談援助など主要なサービスを一つの拠点で提供した。このようなサービスの充実化のために、シュアスタートには莫大な事業費がかけられた。実際に、1999年の2億1300万ポンド(約352億)から、2004年には10億1900万ポンド(約2033億)にまで事業費を拡大させている。(岩間2006:18)

以上のような保育の量と質の整備により、イングランドでは、2005年には3歳以上のすべての子どもに無料の初等教育が適用されるようになった。(フラン2018:77-79)これは子どもの発達を保障しつつ働きながら子育てをする親の生活保障に有効であるだろう。

このように、初等教育にとどまらず家族の相談援助や保険サービス等を一括で受けられるような場の統合、労働党による事業費負担により、保育の質の確保を実現させていた。イギリスから学び、日本において保育の質を向上させる上で、管轄の統合化と保育への予算拡大が課題であると考える。

このように、イギリス労働党では就労支援、所得保障、保育の量と質の確保の3つを並行して行うことで、子どもの貧困解消に貢献していた。最後に、イギリス全体の取り組みを通して日本に必要な視点は、子どもの貧困解消のために親の支援を充実させたことだ。イギリス労働党では、貧困解消の基礎に就労を位置付けて、所得保障や保育等の福祉へとつなげていた。働くことを推奨しながらその後の所得を稼働所得に任せる日本の現状を抜け出し、就労支援、所得保障や保育サービスの3本柱で、経済面・生活面双方から子育て世帯を保障していく取り組みが必要であると考える。

以上、本章ではデンマークとイギリス労働党の貧困解消の取り組みを挙げ、日本の子どもの貧困対応に必要な視点を考察した。デンマークにおいては、「税の使い道の透明化」「失業保険や職業訓練の充実化」「教育における経済的負担軽減」を挙げ、イギリス労働党においては「就労後の所得保障を含めた就労支援」「低所得者の税負担軽減」「保育サービスの管轄統合化と予算の拡大」を挙げた。以上をまとめ、両国に共通する日本の貧困対応に取り入れるべき視点は、以下の2つだ。「子どもの貧困を解決するには親の生活を保障する必要があ

ること」「子どもが大人になるまでの切れ目のない支援を行なうこと」だ。

4. 子どもの貧困をなくすために社会に必要なこと

本論文では、日本の子どもの貧困の現状と問題点、日本の貧困構造、諸外国との比較から日本の子どもの貧困対応に必要な視点についてまとめてきた。これらを踏まえ、本章では日本において子どもの貧困解消のために必要なことを考察していく。

4. 1 働く親の貧困解消

4. 1. 1 労働政策

本論文全体を通して、日本の子どもの貧困を解消するために、働く親の貧困の解消の必要性を述べた。また、1章では貧困に陥りやすい親の雇用形態として非正規雇用が多いこと、2章では低賃金が非正規雇用の待遇格差や長時間労働等の様々な問題に起因していることを指摘した。以上を踏まえ、日本において子どもの貧困解消に必要な取り組みとして「同一労働同一賃金」と「職業訓練の充実」を挙げる。以降、これらについて具体的に述べていく。

同一労働同一賃金

子どもの貧困解消のための労働政策として、同一労働同一賃金の拡大が必要である。なぜなら、2章で述べたように、賃金の低さは非正規雇用の待遇格差や長時間労働等の問題を引き起こす要因となりうるからだ。同一労働同一賃金を導入することの最大のメリットは、非正規雇用の待遇改善ができることだ。賃金格差や福利厚生等、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消されれば、非正規雇用における低賃金問題や長時間労働の問題が改善されることが予想される。よって、同一労働同一賃金は働く親の貧困解消に有効であると考えられる。

日本の同一労働同一賃金の対応における現状を見ると、2020年4月から大企業を中心に「パートタイム・有期雇用労働法」が適用されている。だが、企業ごとに対応状況に差があるのが現状である。例えば、「同一労働同一賃金ルール」への対応状況と認知度との関係を調べた調査では、「同一労働同一賃金ルール」の内容への認知度が高いほど、「既に必要な見直しを行った(対応完了)」あるいは「現在、必要な見直しを行っている(対応中)」「今後の見直しに向けて検討中(対応予定)」との回答割合が高く、一方で「まったく知らない・わからない」企業ほど「対応方針は、未定・わからない」や「従来通りで見直しの必要なし(対応完了)」とする割合が高まる傾向を指摘している。³⁶以上より、日本において同一労働同一

³⁶ 独立行政法人労働政策研究・研修機構(2021)「同一労働同一賃金の対応状況等に関する調査」(企業に対するアンケート調査及びヒアリング調査結果)
https://www.jil.go.jp/institute/research/2021/documents/214_01.pdf(2021.12.16)

賃金の認知度は全体に広がっているとは言いがたく、認知度の低さが適用を阻んでいると推測できる。

よって、まずは日本における同制度の認知度を高め、全ての企業に同一労働同一賃金を適用していくことが、働く親の貧困解消において必要である。

職業訓練の充実

子どもの貧困を解消するための労働政策の2つ目に、職業訓練を充実させる必要がある。なぜなら、職業訓練は専門的な知識や技術を身につけ、転職や就職につなげることを可能にするからだ。3章で述べたように、デンマークでは手厚い失業保険と豊富な職業訓練によって、労働者の生産性を高めていた。日本において非正規雇用のうち正規雇用を望む者が一定数存在することを2章で指摘したが、職業訓練を受けて専門的なスキルを身につけることができれば、非正規雇用から正規雇用への転換や待遇改善が期待できる。

日本の職業訓練の現状について見ると、現在ハローワークで公共職業訓練と求職者支援訓練が導入されている。そのうち、求職者支援訓練は、非正規雇用者や自営業者等の雇用保険を受給できない人を対象に無料で2~6ヶ月ほどの職業訓練を行なっている。職種に応じて豊富なメニューが用意されている点は評価できる。しかし、貧困解消策として機能するためには以下の2つの課題が残っている。一つ目に、非正規雇用者の訓練中の生活の厳しさである。雇用保険未加入である場合、要件を満たせば月10万円の生活費給付を受けて訓練に参加することができるが、その要件が本人の収入月8万以下や出席日数8割以上などの厳しいもの³⁷であるために、非正規雇用者の職業訓練参加を困難にさせている。よって、とりわけ貧困に陥りやすい非正規雇用者が受給しやすいよう要件の緩和を図る必要がある。二つ目に、知名度の低さである。求職者支援訓練の利用者は2019年で12万であり、これはハローワーク利用者のわずか3%ほどである。³⁸困った時に利用しやすいように知名度を高めていく必要がある。

様々な職種に応じた専門スキルを身につけ就職につなげる職業訓練は、働いても貧困に陥っている人々への支援として有効であるだろう。職業訓練が日本の貧困解消策として機能するためには、以上の2つの課題を解決し、より多くの人々が利用しやすいものへと変化していく必要がある。

以上、本項では、子どもの貧困を解消するために必要な取り組みとして、働く親の貧困解消の観点から、「同一労働同一賃金」「職業訓練の充実」を挙げた。ただ制度として存在しても、活用できていなければ貧困解消にはつながらない。働く親の貧困を解消するためには、認知度を高め、より多くの人に渡る支援となることが求められるだろう。

4. 1. 2 社会保障

³⁷ 厚生労働省(2022)「求職者支援制度のご案内」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html\(2022.2.1\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html(2022.2.1))

³⁸ NHK クローズアップ現代 (2021)「“コロナ失業”職業訓練は雇用を救えるか」

[https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4509/\(2022.2.1\)](https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4509/(2022.2.1))

給付付き税額控除

働く親の貧困を減らすためには、給付付き税額控除が有効である。これは、納税額から控除額を差し引いた分を現金給付する制度である。例えば、納税額が10万円の人に15万円の給付付き税額控除を実施する場合には、差額の5万円が現金支給される。³⁹この制度は、3章で述べた低所得者や子育て世帯への支援策としてイギリスで導入された政策の一つである。

ではなぜ給付付き税額控除が貧困解消に有効であるか。2章では働いても貧困に陥る要因として、日本の社会保障の負担に対して給付が少ないという所得の再分配機能の不備があることを指摘したが、給付を増やすに当たり、普遍的な現金給付では「バラマキ」との批判の声が上がるのが懸念されるからだ。その点において、給付付き税額控除は低所得者の納税額との差額を給付するシステムであるため、税を納めているという前提が存在する。よって、普遍的な現金給付よりも社会において合意を得られやすい、また受給者本人もスティグマを抱えにくいという利点がある。

同制度の実現に向けた課題として、低所得者の正確な所得の把握が挙げられる。給付付き税額控除では、所得によって給付額が異なるため、低所得に当たる人々の所得を特定する必要がある。現在は国民の正確な所得把握が進んでおらず、給付にあたっては個人の申請を要する場合が大半である。よって、日本においてはまず個人の所得が把握可能であるマイナンバー制度をより活用し、低所得者の所得を正確に把握することが求められる。

本節で述べた「同一労働同一賃金」「職業訓練の充実」「給付付き税額控除」は、子どもに対して直接支援が届くものではない。だが、私は子どもの貧困を解消するためには、まずは親の貧困を解消する必要があると考える。なぜなら、家庭の経済的困窮は子どもの貧困と切り離せない問題であるからだ。以上の3つの取り組みにより、低所得で貧困に陥っている世帯の所得を保障して初めて、経済面や心理面において親にゆとりが生まれ、その結果、貧困が子どもに及ぼすマイナスな影響を解消できると考える。

4. 2 自己責任論からの脱却

子どもの貧困を解消するためには、貧困を個人の責任と課す自己責任論からの脱却が不可欠であると考え。なぜなら、自己責任論が蔓延する社会とはすなわち貧困に対する社会の責任を放棄する社会であるからだ。社会の責任が放棄されると、本章で述べた解決策は機能しない。よって、自己責任論から脱却し、社会の責任を自覚することが子どもの貧困対策において不可欠であると考え。

では、自己責任論から脱却するためには社会に何ができるか。私は、教育が有効であると考え。自己責任論の背景にある競争主義や能力主義を問い直す教育体制、すなわち能力や価値を画一化せず、それぞれが持つ力を発揮できる環境の整備が教育に求められるのではないだろうか。例えば、社会において成功するとはどういうことか考え直す必要がある。現在の社会では、おそらく高学歴や高収入を得ることが成功、価値があるものとみ

³⁹日本経済新聞 2011年12月1日「給付付き税額控除とは」

[https://www.nikkei.com/article/DGXNASFS3004I_Q1A131C1EE1000/\(2021.12.16\)](https://www.nikkei.com/article/DGXNASFS3004I_Q1A131C1EE1000/(2021.12.16))

なされるだろう。だが、このような社会では、個人の結果だけが重視され、結果を得る前提にある「努力できる環境に置かれていたか否か」が考慮されていない。よって、たとえ努力できる環境に置かれなかった者に対しても、個人の得意なものや志向に合わせて、技術を身につけられるように学び、各々の能力を高めていく環境を整えていく必要がある。そのためには、テスト至上主義な教育のあり方を変えていくことや、個人が各々のキャリアを積むことのできるプラン設計指導等の教育の取り組みが求められるのではないだろうか。

人々の行動や判断の基準となる規範を変えていくことは容易ではない。だが、自己責任論から脱却できない限り、日本の貧困構造を解消していくことは不可能なのである。教育を通して、貧困における自己責任論からの脱却を目指すべきである。

4. 3 保育と高等教育

ここまで子どもの貧困を解消するために必要なこととして、働く親の貧困解消と自己責任論からの脱却を挙げた。これらの日本の貧困構造への解決策に加えて、切れ目のない子どもの貧困解消へのアプローチとして、保育・高等教育における取り組みが重要であると考えられる。以降、具体的に保育・高等教育における子どもの貧困解消に必要なことを述べる。

4. 3. 1 保育の質向上

日本の子どもの貧困を解消するために必要なこととして、保育の質の向上が挙げられる。なぜなら、貧困が子どもに与える影響は就学以前から学齢期へと持ち越される(小西他編 2016:48, 213) ことが明らかにされているからだ。また、子どもの貧困の特徴として貧困家庭は社会との繋がりが希薄であるからだ。その点において、保育は就学以前の子どもへの支援が可能であるほか、家庭への支援を行う福祉的な役割も期待されている。よって、保育の質の向上は子どもの貧困解消に有効である。

日本の保育の質向上において、とりわけ重要だと考えるのは、保育におけるソーシャルワークの導入である。保育所が社会との仲介役を担い、子どもの貧困への支援へとつなげていく必要がある。例えば、イギリスでは保育に加え、家族への相談援助やデイケアを行う場を統合化する政策が子どもの貧困解消策として導入されていた。日本においても全てのシステムを統合化とまではいかなくとも、保育所と各サービスが連携し、家族への相談援助や子育てサービスの紹介等の支援へつなげていくことができれば、受けるべき支援から漏れる家庭を救うことができ、子どもの貧困解消に有効ではないだろうか。

このような役割を保育が担うとなると当然保育士に求められる仕事は増える。よって、まず保育士の賃金を上昇させる必要があるだろう。例えば、平成 30 年度の東京都保育士実態調査報告書によると、現在の職場への改善希望事項として「給与・賞与等の改善」を希望する割合が最も高く、65.7%だった。現在の保育士の仕事や責任に対して、給与が見合っていないのが現状である。よって、保育士の賃金を上昇させ、保育士の働く環境を保障することが課題である。

保育は元来子どもと家庭を支援する福祉的な機能を担ってきた。保育の質を向上させ、貧困家庭を社会的な支援へとつないでいくことで、保育所が子どもの貧困解消の場となるこ

とを期待したい。

4. 3. 2 高等教育における経済的支援とキャリア教育の推進

子どもの貧困を解消するためには、高等教育において経済的支援とキャリア教育の推進が重要であると考えられる。

経済的支援

高等教育の修学新支援制度を拡大すべきである。1章で示したように、子どもの貧困における進学機会の不平等が最も大きいのが高等教育段階であるからだ。現在支援の対象となるのは住民非課税世帯とそれに準ずる学生である。例えば、両親と大学生、中学生のモデル世帯の場合、年収380万円未満の家庭が対象となるとされる。また、特例として、新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充している。⁴⁰この制度は、学費の負担を理由に進学機会を奪われていた学生にとっては救いの策となるだろう。実際に、制度導入前の2018年は大学や専門学校などへの進学率が全体では82%だったのに対し、所得の低い世帯では40%と推計されていたが、昨年度は48%から51%へ、10ポイントほど上昇したとみられる。⁴¹しかし、これでは経済的困窮に陥っているごく一部の世帯しかカバーができないため、対象を広げていく必要がある。

同制度の対象の拡大にあたり大きな課題として、財源の確保が挙げられる。現在、この財源は消費税によってまかなわれている。先述の通り、日本は財源不足に陥っており、現役世代のさらなる負担が問題視されている。たとえ、進学新支援制度によって子どもの進学機会を保障しても、さらなる税負担によって低所得者を貧困に陥れてしまえば意味がない。よって、働く大人の低賃金問題の解決を同時に行っていく必要があると考える。

高等教育の修学新支援制度は、家庭の経済的困窮によって進学を断念せざるを得ない子どもの進学機会を保障する有効な策である。進学を望む多くの子どもが進学を選択できるように財源の確保を含め、制度の対象を拡大していくことが求められる。

キャリア教育の推進

子どもの貧困をなくすためには高等教育におけるキャリア教育が必要である。高等教育は多くの子どもが社会と移行する時期であるからだ。これは同時に、子どもとして享受できる支援の途切れ目でもある。よって、高等教育においては、子どもの自立を適切にサポートし、子どもの貧困から大人の貧困への長期化を回避することが求められる。

その点において、キャリア教育は「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」という定義のもと行

⁴⁰ 文部科学省高等教育局学生・留学生課(2020)「令和2年度学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー学生支援を巡る状況について」
[https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/seminar_kikkinkadai/_icsFiles/afieldfile/2021/03/08/1_monbukagakusyoubu.pdf\(2021.12.16\)](https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/seminar_kikkinkadai/_icsFiles/afieldfile/2021/03/08/1_monbukagakusyoubu.pdf(2021.12.16))

⁴¹ NHK 2021年4月18日「国の「修学支援新制度」低所得世帯で大学など進学率上昇か」
[https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210418/k10012981811000.html\(2021.12.16\)](https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210418/k10012981811000.html(2021.12.16))

われる教育である。⁴²例えばデンマークでは、高等教育までを無償化するとともに、職業教育へとつなぐことによって、長期的な視点で子どもの自立を支えていた。日本においても、キャリア教育の推進によって個人の自立を支え、社会への移行が適切に行われるようにすることで子どもの貧困の長期化を防ぐ必要がある。

ではどのようなキャリア教育が必要であろうか。具体的には、労働や賃金に関する知識、大人になって経済的困窮に陥った場合に受けられる支援について学ぶ機会を設けることが必要であると考えられる。例えば、2節で述べたように、ハローワークの職業教育の知名度はかなり低い。そこで、失業に陥った場合、または転職を考えている場合に同制度が利用できることを知らせることが重要である。また、日本は諸外国と比較をして、雇用の流動性が低いため、賃金をはじめとする労働条件を他の企業と比較する機会が乏しいことが明らかになっている。⁴³自分の身を守る賃金水準や福利厚生について理解を深め、それらを考慮しながら就職できるようにサポートする必要があるだろう。

以上のように、高等教育において子どもの社会的・職業的な自立を支えるキャリア教育を推進し、子どもから大人への長期的な貧困を防ぐことが子どもの貧困解消に必要であると考えられる。

本節では、子どもの貧困をなくすために必要な保育・高等教育における取り組みを挙げた。保育の質の向上、高等教育における経済的支援、キャリア教育の推進によって、長期的な視点を持ち、子どもを社会で育てていくことが子どもの貧困解消において必要である。

以上、本章では子どもの貧困解消に社会に必要なこととして、労働政策、社会保障、自己責任論からの脱却、保育・高等教育に分けて取り上げた。子どもの貧困を解消する上で重要なことは子どもを養育する親の生活保障であるとの立場に立ち、そのための支援として、同一労働同一賃金、職業訓練の充実、給付付き税額控除を挙げた。また、以上の支援を円滑に行うためには自己責任論からの脱却が不可欠であることを指摘した。そして、これらの基盤が確立した上で、子どもに対する切れ目のない支援として保育・高等教育支援の必要性を述べた。以上のように、子どもの貧困を解決するためには、子どもや子どもを養育する親を取り巻く環境に対し、長期的な視点かつ多方面から支援を行なっていくことが求められるのである。

⁴²文部科学省(2010)「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(第二次審議経過報告)」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1298260.htm(2021.12.16)

⁴³リクルートワークス研究所(2021)「なぜ海外では7割が賃金交渉をしているのに、日本は3割に留まるのか？」

<https://www.works-i.com/project/voice/employment/detail004.html>(2021.12.16)

おわりに

本論文では、子どもの貧困を解消するために社会に必要なことを明らかにするとの目的のもと、働く親の貧困に着目し、日本の貧困構造や諸外国との比較を通して、子どもの貧困解決に必要なことを考察した。

本論文をまとめ、子どもの貧困を解消するために社会に必要なことは以下の3つである。一つ目に働く親の貧困解消である。なぜなら、子どもは親に経済的・身体的に依存する以上、親の貧困と切り離すことが不可能だからである。本論文では、家庭の経済的困窮が直接的でなくとも、親の子どもへの意識や関わり方を通して子どもにマイナスな影響を及ぼすことが明らかになった。子どもの貧困を解決するには養育する親の貧困を解消することが喫緊の課題である。二つ目に、子どもへの長期的な支援として保育・高等教育における貧困解消の取り組みが必要である。学びは子どもの将来の選択肢を広げ、自立を支えるものだからだ。とりわけ、高等教育の経済的支援を拡大し、進学を望む者に対し、その機会を保障することが重要である。デンマークの「教育は人生前半の社会保障」の考えに習い、日本においても全ての子どもに学ぶ機会を保障するべきである。三つ目に、社会に蔓延する自己責任論を脱却するべきである。上記2つの貧困解消の取り組みを行うには子どもの責任を社会で解決する意識を持つことが重要であるからだ。貧困は自己責任であるとの捉え方をなくし、子どもを社会で育てる意識こそが子どもの貧困解消において不可欠なのである。

一方で、本論文の執筆においては課題も残った。例えば、今ある子どもの貧困へのアプローチを明らかにできなかった。本論文では長期的な支援を中心に取り上げたが、短期的な支援も今ある子どもの貧困解決には必要である。今ある子どもの貧困に対し、スピード感を持って取り掛かるべき取り組みを考察することを今後の課題としたい。

また、本論文では、子どもの貧困を解消するにあたり、高等教育における経済的支援・キャリア教育推進の必要性を述べた。私は、今後大学運営の仕事に従事する予定である。社会への移行期において個人の自立を支え、長期的な貧困を防いでいくために高等教育がいかにあるべきか、今後も考え続けていきたい。そして、子どもたちがそれぞれの人生に希望を持って歩むことのできるような、社会との架け橋となる高等教育の場を作っていきたい。

参考・引用文献

- 阿部彩, 2008, 『子どもの貧困-日本の不公平を考える』 岩波書店
- _____, 2014 『子どもの貧困Ⅱ-解決策を考える』 岩波書店
- 阿部彩, 2009, 「⑩教育に対する支出」
- 子どもの貧困白書編集委員会編著, 2009, 『子どもの貧困白書』 明石書店
- 阿部彩, 2016, 「物質的剥奪とは？」 98
- 松本伊知郎・湯澤直美・平湯真人・山野良一・中嶋哲彦編著, 2016, 『子どもの貧困ハンドブック』 かもがわ出版
- 岩間大和子, 2006, 『英国ブレア政権の保育政策の展開-統合化、普遍化、質の確保へ』 13. 17.
- https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998394_po_066301.pdf?contentNo=1 (2021. 12. 16)
- 国立大学法人お茶の水女子大学(2014) 「全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」
- 耳塚寛明・中西啓喜 「第4章 家庭の社会経済的背景による不利の克服 (1) 社会経済的背景別にみた、学力に対する学習の効果 に関する分析」 84-85, 107
- https://www.nier.go.jp/13chousakekkahoukoku/kannren_chousa/pdf/hogosha_factorial_experiment.pdf (2021. 12. 16)
- 小西祐馬, 2016, 「子どもの貧困を定義する」 12
- 松本伊知郎・湯澤直美・平湯真人・山野良一・中嶋哲彦編著, 2016, 『子どもの貧困ハンドブック』 かもがわ出版
- 菅原ますみ, 2016, 「子どもの発達と貧困—低所得層の家族・生育環境と子どもへの影響」
- 秋田喜代美, 小西祐馬, 菅原ますみ編著 『貧困と保育-社会と福祉につなぎ、希望をつむぐ』 かもがわ出版
- 橘木俊詔, 2015, 『貧困大国ニッポンの課題-格差、社会保障、教育』, 人文書院
- 東京都福祉保健局, 2018, 『平成30年度東京都保育士実態調査結果（報告書）』 12-21
- <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shikaku/30hoikushichousa.html> (2021. 12. 16)
- 野村武夫, 2010, 『「生活大国」デンマークの福祉政策-ウェルビーイングが育つ条件-』 ミネルヴァ書房
- 所道彦, 2012, 『福祉国家と家族政策-イギリスの子育て支援策の展開-』 法律文化社
- 橋本健二, 2018, 『新・日本の階級社会』 講談社現代新書
- フラン・ベネット (訳: 屋代通子・松本伊知郎), 2017, 「イギリスにおける近年の子どもの貧困対策から学べること-対策にみる成果と課題」
- 松本伊知郎編著 『「子どもの貧困」を問い直す 家族・ジェンダーの視点から』 法律文化社
- 藤原千沙, 2017, 「新自由主義への抵抗軸としての反貧困とフェミニズム」

- 松本伊知郎編著『「子どもの貧困」を問い直す 家族・ジェンダーの視点から』法律文化社
- 松本伊知郎, 2017, 「序・なぜいま、家族・ジェンダーの視点から子どもの貧困を問い直すのか」
- 松本伊知郎編著『「子どもの貧困」を問い直す 家族・ジェンダーの視点から』法律文化社
- 松本伊知郎, 2019, 「なぜ、どのように、子どもの貧困を問題にするのか」
- 松本伊知郎・湯澤直美編著『生まれ、育つ基盤-子どもの貧困と家族・社会』明石書店
- 松本伊知郎, 2016a, 「子どもの貧困を考える視点」16-18
- 松本伊知郎・湯澤直美・平湯真人・山野良一・中嶋哲彦編著, 2016, 『子どもの貧困ハンドブック』かもがわ出版
- 山野良一, 2008, 『子どもの最貧国・日本-学力・心身・社会におよぶ諸影響』光文社新書
- 吉崎祥司, 2014, 『「自己責任論」をのりこえる-連帯と「社会的責任」の哲学』学習の友社

